

# 労働保険 (労災・雇用)

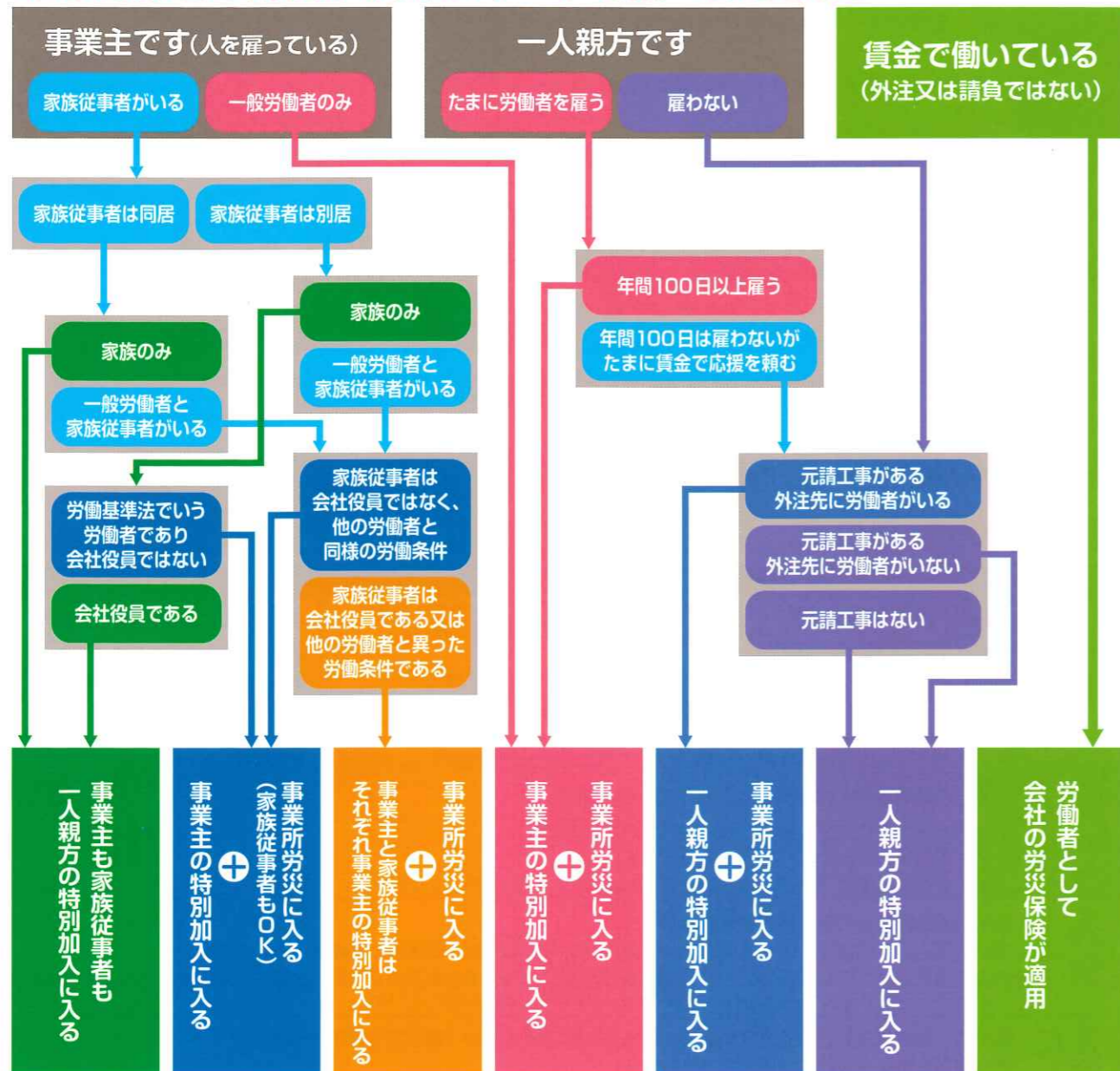
## 政府が行う労働保険！ 労働者災害補償保険と 雇用保険の総称です

任意  
加入

### 《労災保険》…現場のケガにも安心補償！

すべての事業所で、労働者を一人でも雇っている場合は労災保険の強制適用事業所となっています。そのため、事業主が、その事業所に労災保険をかけることが義務付けられています。建設事業の場合、**下請の職人(労働者)の災害補償も元請の責任と定められています。**また、**一人親方や事業主の方も特別加入に加入することで、その掛け金に応じて労働者と同様の補償を受けることができます。**

### あなたはどの労災？ 簡単チャートで調べましょう！



※「労働基準法でいう労働者」とは、賃金台帳・出勤簿等があり、一般的な労働者として雇う(雇われている)ことを指します。  
※加入・給付に関しては最終的には、労働局が判断します。また、上図は一例ですので、詳しくは組合窓口にご相談ください。

### 事業所労災・現場労災

《事業の種類》 建築事業35業種

事務費 6,000円 (1事業所につき)

元請工事金額	保険料 ※年3回の分割納入可能	元請工事金額	保険料 ※年3回の分割納入可能
500万円	10,925円	3,000万円	65,550円
1,000万円	21,850円	3,500万円	76,475円
1,500万円	32,775円	4,000万円	87,400円
2,000万円	43,700円	4,500万円	98,325円
2,500万円	54,625円	5,000万円	109,250円

### 一人親方労災、事業主特別加入

《事業又は作業の種類》 建築事業35業種

給付基礎日額の  
8割給付

事務費 1,200円

給付基礎日額	保険料年額		給付基礎日額	保険料年額	
	一人親方労災保険料 (一人親方特別加入) ※年1回払い	事業主特別加入保険料 (中小事業主特別加入) ※年3回の分割納入可能		一人親方労災保険料 (一人親方特別加入) ※年1回払い	事業主特別加入保険料 (中小事業主特別加入) ※年3回の分割納入可能
3,500円	—	12,131円	12,000円	78,840円	41,610円
4,000円	—	13,870円	14,000円	91,980円	48,545円
5,000円	32,850円	17,337円	16,000円	105,120円	55,480円
6,000円	39,420円	20,850円	18,000円	118,260円	62,415円
7,000円	45,990円	24,272円	20,000円	131,400円	69,350円
8,000円	52,560円	27,740円	22,000円	144,540円	76,285円
9,000円	59,130円	31,207円	24,000円	157,680円	83,220円
10,000円	65,700円	34,675円	25,000円	164,250円	86,687円

### 労災保険の補償の内容

- 治療費・入院費 (療養補償給付) → 医療費は治る(症状固定)まで全額無料
- 仕事を休んだとき (休業補償給付) → 《労働者の場合》平均賃金の8割 《一人親方の場合》給付基礎日額の8割  
※休業4日目から給付
- 障害が残ったとき (障害補償給付) → 障害補償年金や障害補償一時金  
●平均賃金・給付基礎日額とは…事故前3か月間に支払われた賃金総額(ボーナスは除外)をその期間の暦日数で割った金額のこと。
- 死亡事故のとき (遺族補償給付・葬祭料) → 遺族補償年金あるいは遺族補償一時金、葬祭料

### 《雇用保険》…労働者の生活及び雇用の安定、再就職の援助！

事務費 6,000円 (1事業所につき)

労働者を雇用する方は、**雇用保険に入ることが義務付けされています。**

※雇用保険の適用労働者であるか否かの判断は、所轄の職業安定所長が判断します。

**保険料**  
1年間に支払う賃金額に下記の料率を掛けた金額が保険料となります。  
一般事業 = 1000分の15.5 (事業主9.5 : 労働者6)  
建設事業 = 1000分の18.5 (事業主11.5 : 労働者7)

**給付の種類**  
■基本手当 ■再就職手当  
■育児休業給付  
■高齢者求職者給付金  
■高齢者雇用継続給付  
…などが受けられます。



組合は労働保険(労災・雇用)の加入手続きはもちろん、  
労災、雇用保険給付の請求手続きを行います。